

令和6年度

禄剛埼灯台改良改修工事

仕 様 書

第九管区海上保安本部

第一章 工事概要

1. 総則	本仕様書は、第九管区海上保安本部（以下「当本部」という。）が発注する「2 工事件名」工事について適用する。
2. 工事件名	禄剛埼灯台改良改修工事
3. 工事場所	禄剛埼灯台 石川県珠洲市（禄剛埼）
4. 工事期間	契約の翌日から令和7年3月28日（完成検査含む）
5. 工事概要	本工事は、航路標識の改良改修工事を行うもので、外壁補修等を実施し、航路標識の保全、保守の確実化を図るため、次の内容から構成される。 (1) 施工数量調査 一式 (2) 外壁改修工事 一式 (3) 内壁改修工事 一式 (4) 内装改修工事 一式 (5) 塗装改修工事 一式 (6) 建具改修工事 一式 (7) 防水改修工事 一式 (8) 金物改修工事 一式 (9) 電気設備工事 一式
6. 管理事務所	七尾海上保安部 交通課 石川県七尾市矢田新町二部 173 電話：0767-53-7118
7. 発注元	第九管区海上保安本部 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1 電話：025-285-0118
8. 注意事項	工事期間中、施工及び運搬等を実施する差には、十分に環境の保護、養生、保全に努めること。

第二章 一般共通事項

1. 適用事項	工事実施に際しては、設計図書に従い施工する。
2. 設計図書	設計図書とは、仕様書及び図面（仕様書及び図面に対する質問回答書を含む）をいう。
3. 監督職員	監督職員とは、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。
4. 疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督職員と協議する。
5. 現場の納まり等の関係による協議	現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。
6. 官公庁への手続き	工事の施工に必要な官公署その他への手続きは速やかに行い、各手続き書類の写し1部を監督職員に提出する。
7. 現場代理人および主任技術者	(1) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。 (2) 現場代理人及び主任技術者は、経歴書を工事着工前までに監督職員に提出する。
8. 工事現場の安全衛生管理	工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。ただし、別途責任者が定められた場合は、これに協力し、当該責任者の経歴書を添えて監督職員に報告する。 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に墜落のおそれのある危険箇所の点検を行う等、事故の防止に努める。
9. 災害及び公害の防止	工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置すると共に、特に次の事項を守らなければならない。 (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 なお、第三者に対し損害を与えた場合、受注者は適正な補償をしなければならない。 (2) 公害の防止に努める。 (3) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。
10. 臨機の処置	災害又は公害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。
11. 養生	既存部分、施工済み部分、未使用材料等で、汚染又は損傷のおそれがあるものは、適切な方法で養生を行う。
12. 後片付け	工事完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。
13. 実施工程表	(1) 着工に先立ち、実施工程表を作成し監督職員の承諾を受ける。 (2) 施工時間は日の出から日没までとし、灯火等の点灯時刻までに作業を完了するよう工程を組むものとする。なお、工程は土日祝日を除く。ただし、必要があり実施する場合は、事前に監督職員に承諾を得る。 (3) 工事に伴い灯台等の仕様変更が生じる標識については、変更が生じる日時等の予定を事前に監督職員に連絡し、監督職員立会いの下、施工を行う。

14. 施工計画書	着工に先立ち、工種別に、材料、工法、品質管理、安全管理体制・安全対策等を具体的に定めた施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。
15. 施工図、原寸図見本等	施工図、原寸図、見本等は、必要に応じて速やかに監督職員に提出して、承諾を受ける。ただし、作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。
16. 専門工事業者への指示	13、14 及び 15 により作成した図書等は、関係する専門工事業者に周知徹底する。
17. 材料	<p>(1) 材料は新品とし監督職員が確認したもの又は、19により使用承諾を受けたものとする。</p> <p>(2) 設計図書に「J I S（日本産業規格）の規格品」と指示された材料は、J I S マークの表示のあるもの又は、J I S の規格証明書の添付されたものとし、J I S マークの写真又は J I S の規格証明書を「完成図書」に添付する。</p> <p>(3) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して承諾を受ける。</p>
18. 材料搬入の報告	材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認して監督職員に報告し、監督職員から J I S の規格証明書等、証明となる資料の提示の指示があった場合には当該資料を添えるものとする。ただし、簡易な材料については、監督職員の承諾を受けて報告を省略することができる。
19. 材料の確認	<p>(1) 監督職員の確認は、材料種別ごとに行う。ただし、監督職員の承諾のあった簡易な材料については確認を省略することがある。</p> <p>(2) 監督職員が承諾した材料と同じ種別の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。</p>
20. 材料の確認に伴う試験	<p>(1) 試験は下記の場合に行い、試験結果を監督職員に報告し、関係資料を「完成図書」に添付する。</p> <p>① 設計図書に定められた場合</p> <p>② 試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。</p> <p>(2) 供試体は、監督職員の承諾を受けて作製する。</p> <p>(3) 試験は公的試験所、その他の試験所、工事現場等適切な場所で行うものとし、その場所の決定にあたっては監督職員の承諾を受ける。</p>
21. 施工	<p>(1) 施工は、設計図書及び監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図等に従って行う。</p> <p>(2) 灯火は日没後の点灯時刻までに必ず点灯させる。ついては、十分な検討を行ったうえで計画的に施工する。</p>
22. 技能士	技能士は、職業能力開発促進法による 1 級技能士又は単一等級の資格を有し、合格証明書の写しを監督職員に提出して、承諾を受けたものとし、当該写しを「完成図書」に添付する。
23. 施工の確認	<p>監督職員の確認は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示を受ける。</p> <p>(1) 設計図書に定められた場合。</p> <p>(2) 監督職員の指定した工程に達した場合。</p>
24. 施工の立ち会い	<p>監督職員の立ち会いは、下記の場合に行う。</p> <p>(1) 設計図書に定められた場合。</p>

<p>25. 配管、配線工事</p>	<p>(2) 監督職員が特に指示する場合。</p> <p>(1) 配管工事</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 管の規格は、別添図面等に規定したものを使用し、端口及び内面は電線の被覆を傷つけないように、滑らかなものとする。この仕様のほか別途指定がある場合は、別途指定による。 ② 電線管の付属品は、電線管および施工場所に適合するものを使用し、エントランスおよびボックス以外の管端には、必ずブッシングを使用する。 ③ 電線管の曲げ径は、管径の6倍以上とし、曲げの角度は90度を越えないこと。加工のため加熱する場合焼け焦げを生じさせないように体裁良く加工する。 ④ 電線管の固定は、ステンレス製サドル（カバー付）又はステンレス製ハンガーを使用する。固定間隔は50cm以内とする。 ⑤ 配管は原則として交差してはならない。 ⑥ 避雷用電源装置等の避雷機器が設置されている場合、避雷機器入力側と出力側及び接地線との間隔は誘導を防ぐためそれぞれ10cm以上離して配管する。 <p>(2) 配線工事</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電線は、原則として中間においての接続はしない。仕様書に指示のある場合または、やむを得ず監督職員の承認を得て接続する場合はこの限りでない。 ② 接続方法は、圧着スリーブ、圧着端子、電線コネクタ等、使用電線に適合した接続材料および工具を使用する。 ③ 電線被覆の剥ぎ取りは、電線芯線を傷めないように施工する。 ④ 接続箇所は、電線と同等以上の絶縁が得られるように施工する。 ⑤ 機器等との接続は、端子に適合した圧着端子及び絶縁キャップを使用する。 ⑥ 電線には必要に応じて線名札等を付ける。 ⑦ 接続端子には、張力がかからないよう施工する。また、接続箇所は、振動等により緩まないように十分締め付けを行う。 ⑧ 必要に応じてWナット、バネ座金等を使用する。
<p>26. 施工の検査に伴う試験</p>	<p>試験は下記の場合に行い、試験結果を監督職員に報告し、関係資料を「完成図書」に添付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計図書に定められた場合。 (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。 (3) 供試体の作製及び試験所等は「20 材料の確認に伴う試験」による。
<p>27. 工事報告</p>	<p>工事の進捗、材料の搬入、搬出、船舶・機械の運転日、作業別人員数、気象状況等を記載した報告書の写しを毎週作成し監督職員に提出し、本紙を「完成図書」に添付する。なお、これによれないときは、監督職員と打合せを行い、指示を受ける。</p>
<p>28. 工事写真</p>	<p>工事着工前から工事完了まで、施工順に撮影し、工事用アルバムに整理して「完成図書」に添付のうえ、監督職員に提出する。</p> <p>ただし、監督職員が指定した工程に達した場合の写真の提示の指示があった場合には、その都度提示するものとする。</p> <p>工事写真の仕様は次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事写真は原則デジタル写真とする。 (2) 色彩はカラーとする。 (3) 有効素数は、100万画素程度から300万画素程度とする。 (4) 大きさは、1,200万×900ピクセル程度から2,000×1,500ピクセル程度とする。 (5) ファイル形式はJPEGとする。 <p>特に工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認することができ</p>

	ない部分の撮影を忘れないよう十分注意すると共に、被写体の寸法が判明できるように、スケールポール又は箱尺等を同時に撮影する。
29. 完成写真	完成写真は正面・側面等 2～3 方向から撮影し、工事前アルバムに整理して「完成図書」に添付のうえ監督職員に提出する。
30. 竣工検査	現場代理人は検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成された場合の他は、監督職員の指示に従い受注者負担において適切な措置を講じなければならない。
31. 完成図書	<p>工事完成後、次の①から④の内容を A4 ファイルに整理して、2 部を監督職員に提出する。</p> <p>提出した施工図及び施工計画書の著作に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。</p> <p>① 工事概要 ② 設計図書及び工事関係図書（A3 版とし、CAD データは jww 形式とする） ③ 工事写真（施工前、施工中、完成後の電子データ（JPEG ファイル等含む） ④ その他参考資料</p>
32. 発生材の処置	<p>(1) 原則として、すべて構外に搬出し、関係法令に従い、受注者の責任において適切に処分する。</p> <p>(2) 撤去くず処分に伴い、処分場所及び受領証明書等を監督職員に提出し、その写しを「完成図書」に添付する。</p> <p>(3) 発生材のうち、売り払い可能な鋼材等のスクラップは、監督職員と協議のうえ、指示された整理・保管方法を取り、調書を添えて監督職員に引き渡す。</p> <p>(4) 撤去品が発生した場合には「撤去品発生通知書」を監督職員に提出し確認を受け、その写しを「完成図書」に添付する。</p>
33. 非常の処置 （業務休止等）	本工事施工中、当庁の業務に支障をきたしてはならない。工事施工上、やむを得ず業務に支障をおよぼすおそれのある場合は必ず事前に監督職員に連絡し、その指示を得て施工するものとする。
34. 工事実績登録 （CORINS）	工事費（契約価格）が、500 万円以上の場合、受注者は、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更は変更があった日から 10 日以内に、完成時は完成後 10 日以内に、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、（財）日本建設情報総合センターに登録申請をしなければならない。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出し、「完成図書」に添付しなければならない。
35. 官給品等	<p>(1) 本工事において、官給品がある場合は、現場代理人は次の処置をとる。</p> <p>ア 官給品の引渡を受ける際には、現場に立会い、「官給品受領書」を提出する。</p> <p>イ 官給品の保管場所・保管方法ならびに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。</p> <p>ウ 官給品の使用が終了した時は、「官給品精算書」を提出して確認を受け、引渡を行う。</p> <p>(2) 本工事において、撤去品が発生した場合、現場代理人は次の処置をとる。</p> <p>ア 撤去品の保管場所・保管方法ならびに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。</p> <p>イ 監督職員の指示する場所に運搬し「撤去品発生通知書」を提出する。</p>
36. 安全管理	(1) 受注者は、事故又は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急

処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係官公庁に通知し、再発防止策を講じなければならない。

(2) 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者へ通知など、必要な安全対策を講じ、当該安全対策を監督職員に報告しなければならない。

また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、作業許可条件及び作業許可に当たって当局係官から指示のあった事項を遵守するほか、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

(3) 受注者は、作業船機械器具が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じ、直ちに監督職員及び関係官公庁に通知しなければならない。

(4) 受注者は、工事期間中適宜、工事区域及びその周辺の安全巡視を行い、安全を確保しなければならない。

37. 異常現象への対応

受注者は、施工途中における安全確保のため、異常現象等に対して次に示すことなどの必要な措置を講じ、講じた措置を監督職員に報告しなければならない。

(1) 天災等に対しては、天気予報等に注意を払い、必要な防災体制を確立しておかなければならない。

(2) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に避難させなければならない。

(3) 異常個所の点検及び原因の調査等は、災害防止のための措置を行った後、安全に十分注意して行わなければならない。

(4) 第九管区海上保安本部が運用している海の安全情報では、津波、気象及び海上の各警報等について携帯電話等による迅速な入手が可能である。以下のQRコード又はアドレスを登録の上、安全対策のツールとして活用できる。

(参考)



第九管区海上保安本部が運用している海の緊急情報の配信サービスでは、津波、気象及び海上の各警報等について、携帯電話メールによる迅速な入手が可能となり、本工事の安全管理に有効な手段であるため、左記の二次元コードからアドレスを登録のうえ、安全対策のツールとして活用する。

38. 事故災害報告

受注者は、工事の施工中に事故災害が発生した場合、直ちに監督職員に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出しなければならない。

39. 損害補償

工事の施工に当たり、航路標識施設・機器、工作物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の負担において補償する。

第三章 特記仕様

本章に記載されていない事項や詳細については、下記仕様書等による	
公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)(電気設備工事編) (機械設備工事編)	国土交通大臣官房官庁営繕部
公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)(電気設備工事編) (機械設備工事編)	国土交通大臣官房官庁営繕部
国土交通省土木工事共通仕様書	国土交通省北陸地方整備局
電気通信設備工事共通仕様書	国土交通省大臣官房技術調査課
建築工事標準仕様書(JASS)	日本建築学会
電気設備に関する技術基準、内線規定(日本電気協会)及び電気通信事業法などの関係法令	
<p>全ての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の①から④の順番のとおりとし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 仕様書及び図面に対する質問回答書 ② 本特記仕様書 ③ 図面 ④ 上記各仕様書 	

1. 仮設工事

1-1 現場事務所	設けない
1-2 工事用電力	利用できない
1-3 工事用水	利用できない
1-4 仮設足場等	足場、栈橋、仮囲いなどは関係法令に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。
1-5 養生	塗装等飛散防止のため養生シート張りを行う。なお、既設灯火に影響を及ぼさないよう十分に注意する。
1-6 清掃・片付け	工事完了後、清掃及び片付けを行う。

2. 施工数量調査

2-1 数量調査	<ul style="list-style-type: none"> (1) テストハンマーによる打診及び目視 (2) 外壁及び内部壁のひび割れ及び浮き、石積目地及びモルタル欠損部についての位置及び数量(長さ、面積等)の調査を行う。 (3) その報告書は、結果を立面図等に記載し、集計表を添えて監督職員に提出する。(必要に応じ写真等を添付する。) (4) 設計数量 ひび割れ補修：50m モルタル補修：1 m²
----------	--

3. 外壁改修工事、内壁改修工事

3-1 ひび割れ補修	<ul style="list-style-type: none"> (1) 既設外壁及び内壁のひび割れ部補修を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法とする。 ② 注入材は JIS A 6024 (建築補修用注入エポキシ樹脂) とする。 (2) 使用する材料は事前にカタログ等を監督職員に提出し承諾を受ける。
------------	--

3-2 モルタル補修
(左官工事)

- (1) モルタル劣化部の補修を行う。
- ① 施工数量調査の結果に基づき、モルタルの脆弱部を撤去。
 - ② プライマー塗布後、ポリマーセメントモルタルにより補修する。
 - ③ 交換したホール及び倉庫出入口建具周囲のモルタル補修を行う。
 - ④ 製品は下記参考業者商品の同等以上とし、事前にカタログ等を監督職員に提出し承諾を受ける。
- 【参考業者】エレホン・化成工業株式会社
ポリマーセメントモルタル フィックスLS
- (2) 施工方法については公共建築工事改修標準仕様書または、材料の製造所の使用に従い施工する。

4. 内装改修工事

4-1 撤去工事

- (1) 内装材の撤去
- ① 図示の範囲の壁材（羽目板）及び巾木を下地と共に撤去する。
 - ② ホール出入口横面、灯塔1階及び2階。
 - ③ 廻縁及び天井材は存置する。
- (2) 撤去した廃材は、原則としてすべて構外に搬出し、関係法令に従い受注者の責任において適切に処分する。

4-2 内装工事

- (1) 壁下地
- ① 図示に従い、壁材下地の施工を行う。
- (2) 壁材（羽目板）
- ① 図示に従い、羽目板の施工を行う。
 - ② 羽目板（パネリング）
 - ・国産ヒノキ材
 - ・本実目透かし加工
 - ・特選上小節
 - ・プレナー仕上げ
 - ・働き巾 108 mm
 - ・目透かし巾 2.5 mm
 - ・厚み 12.0 mm
 - ③ 製品は下記参考業者商品の同等以上とし、事前にカタログ等を監督職員に提出して承諾を受ける。
- 【参考業者】吉野中央木材株式会社
奈良県吉野郡吉野町橋屋57

- (3) 巾木
- ① 図示に従い、巾木の施工を行う。
 - ② 巾木
 - ・国産ヒノキ材
 - ・プレナー仕上げ
 - ・高さ 150 mm
 - ・厚み 12.0 mm

4-3 階段工事

- (1) 補助階段製作、設置
- ① 既設階段の採寸を行い、補助階段を製作、設置する。
 - ② 製品の製作前には図面等を監督職員に提出して承諾を受ける。
 - ③ 補助階段
 - ・個数：2個
 - ・タモ材
 - ・板厚：25 mm
 - ・浸透性木質保護塗料 2回塗り

5. 塗装改修工事

5-1 塗装

(1) 外壁塗装

① 外壁（石材等）：白色（N9.5）

- ・下地処理：R B種
- ・シーラー塗り 1回
- ・中塗り：ウレタン系樹脂塗料 1回
- ・上塗り：ウレタン系樹脂塗料 1回

② 鉄部塗装（灯ろう外部）：白色（N9.5）

- ・下地処理：R B種
- ・下塗り：変性エポキシ樹脂プライマー 2回
- ・中塗り：鋼構造物用耐候性塗料（フッ素樹脂塗料） 1回
- ・上塗り：鋼構造物用耐候性塗料（防汚型フッ素樹脂塗料） 1回

③ 鉄部塗装（手すり及び梯子）：黒色（N1.0）

- ・下地調整：R B種
- ・下塗り：ジンクリッチプライマー（2種） 1回
- ・下塗り：鋼構造物用錆止めペイント（A種） 1回
- ・中塗り：鋼構造物用耐候性塗料（フッ素樹脂塗料） 1回
- ・上塗り：鋼構造物用耐候性塗料（防汚型フッ素樹脂塗料） 1回

(2) 木製建具塗装：現状塗色

- ・下地調整：R C種
- ・上塗り：浸透性木質保護塗料 2回

(3) 内装塗装

① 内壁（羽目板、巾木）

- ・下地調整：R C種
- ・上塗り（裏面）：浸透性木質保護塗料 1回
- ・上塗り（表面）：浸透性木質保護塗料 2回

② 天井、廻縁：現状塗色

- ・下地調整：R B種
- ・上塗り：合成樹脂調合ペイント 2回

(4) 使用する塗料は事前にカタログ等を監督職員に提出し承諾を受ける。

6. 建具改修工事

6-1 建具撤去

- (1) 図示の2箇所（ホール及び倉庫）の出入口建具を撤去する。
- (2) 図示の4箇所（灯塔1階、ホール、機械室及び倉庫）の木製ルーバー両開き建具を撤去する。
- (3) 撤去した廃材は、原則としてすべて構外に搬出し、関係法令に従い受注者の責任において適切に処分する。

6-2 木製建具

- (1) 図示に従い、木製建具を製作、取付を行う。
- (2) ルーバー建具（両開き×4箇所）、框戸（親子戸×2箇所）
- (3) 枠の制作に関しては現地を測定し、見付寸法を決定する。
- (4) 使用する材料等は事前にカタログ等を監督職員に提出し承諾を受ける。

6-3 木製枠補修

- (1) ホール～灯塔出入口両開き木製ドアの枠及びモールディング材の腐食部（下部200mm）の撤去を行う。
- (2) 撤去部を存置部の形状に合わせて適切に補修する。
- (3) 補修材は既設木材に合わせる。

7. 防水改修工事

7-1 塗膜防水

- (1) 既設防水層撤去（付属舎屋上全面）
- (2) 漏水箇所の特定を行う。
- (3) 塗膜防水
 - ① ウレタン系塗膜防水（X-2）
 - ② 防滑仕上げ（グレーまたはグリーン系）
 - ③ 使用する材料は事前にカタログ等を監督職員に提出し承諾を受ける。

7-2 シーリング

- (1) ハリ板及び暗弧板と骨子間にある既設シーリング材を撤去し、新たにシーリング材を適切に充填する。
- (2) 被着体に沿ってカッター等で切り込みを入れ、出来るだけ除去して清掃を行う。
- (3) シーリング材料は JIS A 5758 建築用シーリング材の変性シリコン系シーリングとし、事前にカタログ等を提出して監督職員承諾を受ける。
- (4) 灯ろう内の整備にあたっては、作業前に灯室内機器等を適切な材料で養生を実施し、1日の作業終了時には夜間の航路標識機能に支障を与えないように撤収して最終確認を実施すること。

8. 金物改修工事

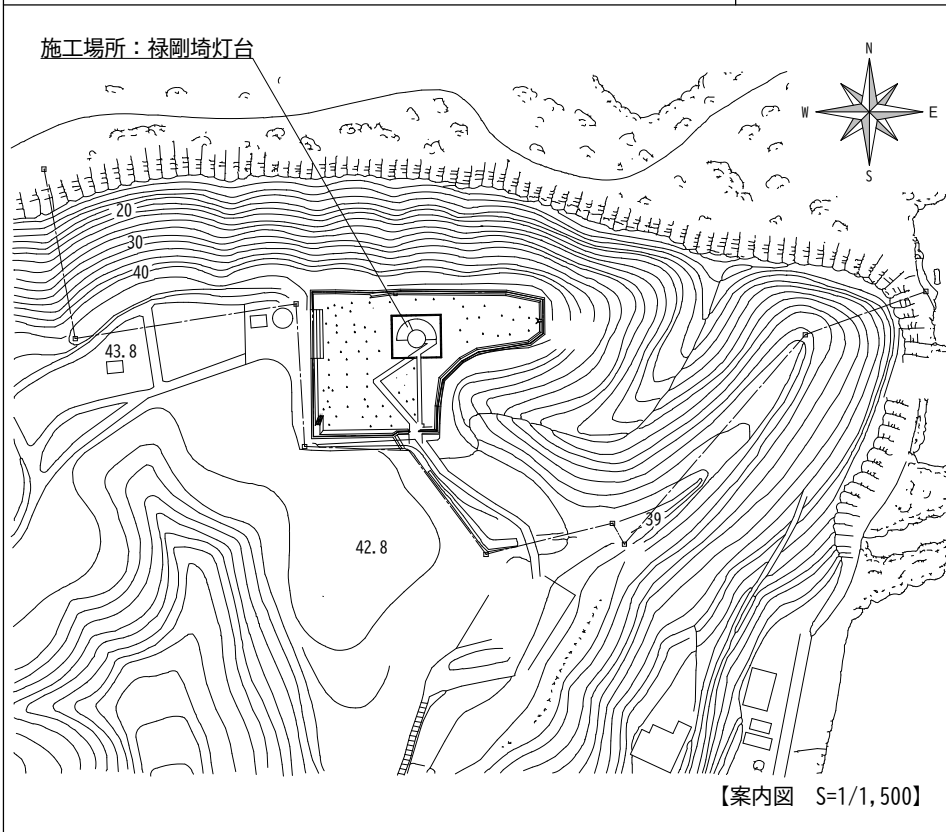
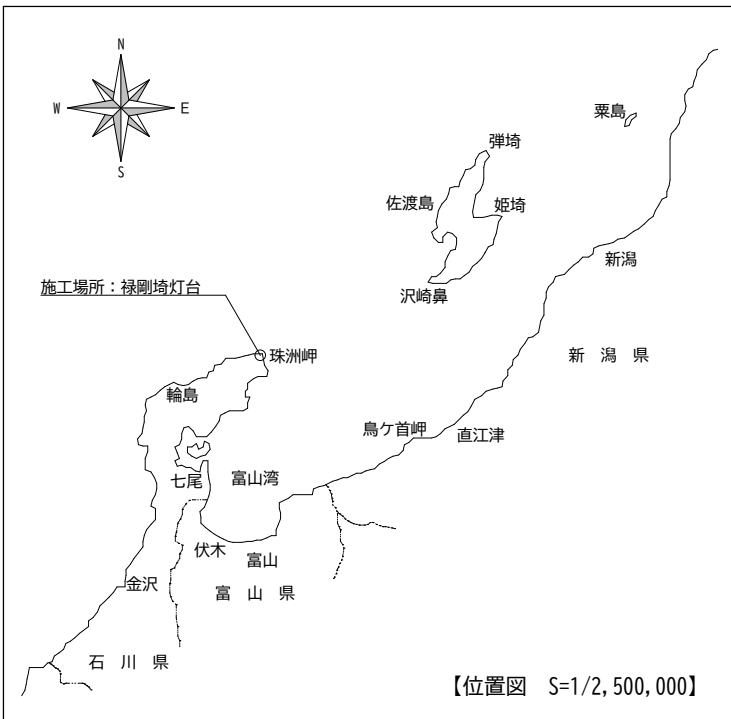
8-1 金物取付

- (1) 支給品のステンレス製手掛け金物を取付ける。
- (2) 取付箇所の下地の補強を行い、堅固に取付ける。
- (3) 取付位置は監督職員指示による。

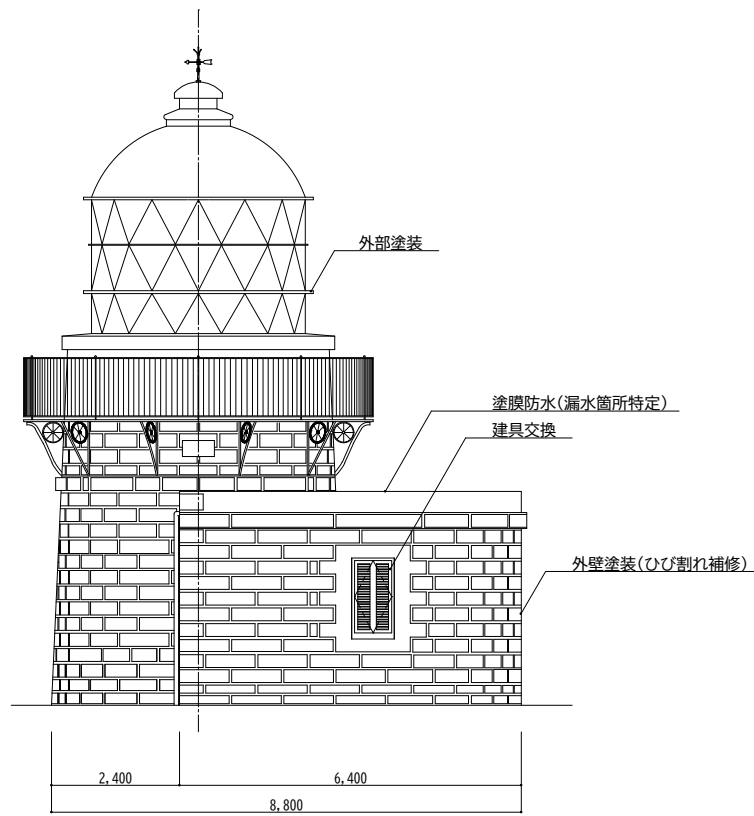
9. 電気設備工事

9-1 電気配線

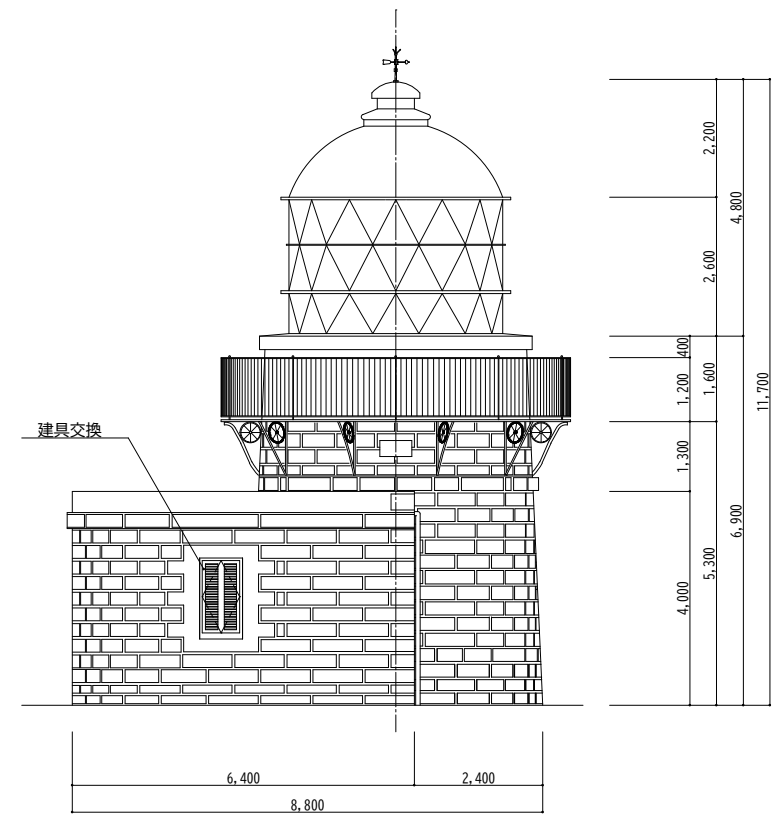
- (1) 内装工事に伴い既設電気設備、配線類の取外し、再取付を行う。
- (2) 既設の電気設備類及び配線類はすべて再使用するため、適切に取外し、再取付を行う。



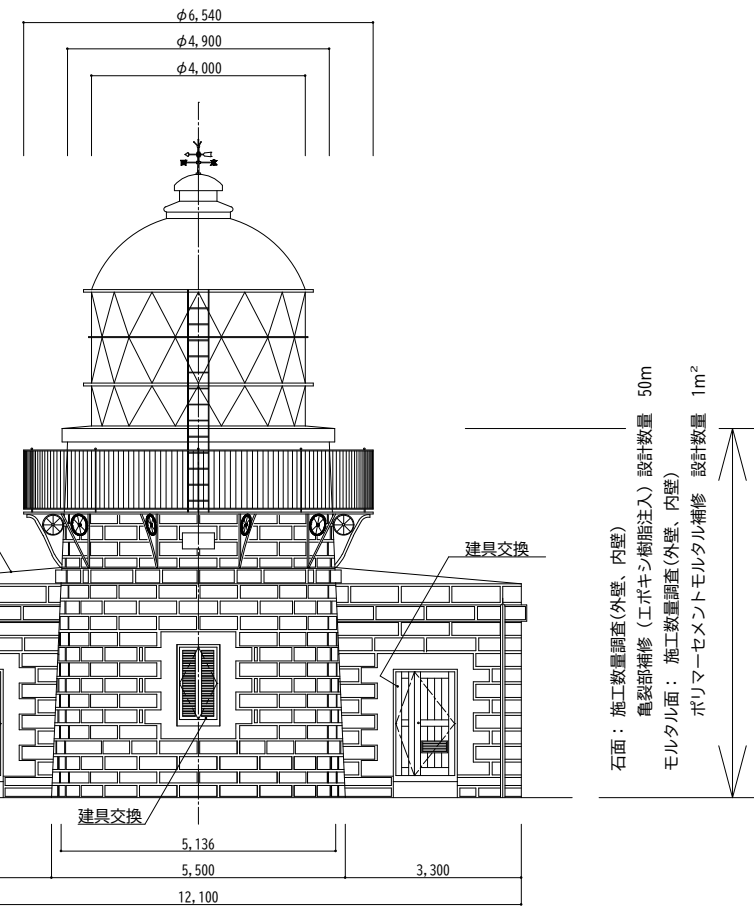
- 【工事概要】**
- ・施工数量調査：ひび割れ補修数量、モルタル補修数量
 - ・外壁改修工事：ひび割れ補修、モルタル補修
 - ・内壁改修工事：ひび割れ補修、モルタル補修
 - ・内装改修工事：羽目板張替、巾木交換、補助階段製作・設置
 - ・塗装改修工事：石面塗装、鉄部塗装、木部塗装
 - ・建具改修工事：灯塔1階・付属舎木製建具交換
 - ・防水改修工事：塗膜防水、シーリング
 - ・金物改修工事：手掛け金物取付け
 - ・電気設備工事：電気設備・配線取外し、再取付け



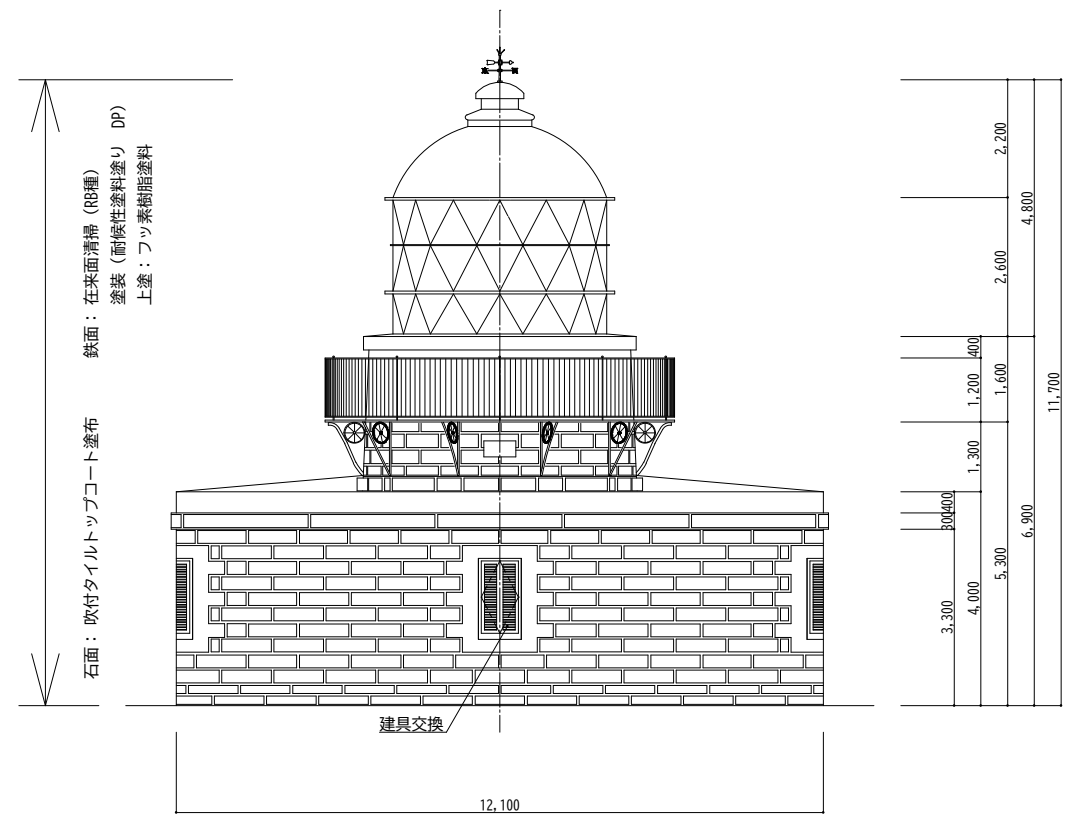
【立面図(東面) S=1/100】



【立面図(西面) S=1/100】



【立面図(南面) S=1/100】



【立面図(北面) S=1/100】

石面：施工数量調査(外壁、内壁)
亀裂部補修(エポキシ樹脂注入) 設計数量 50m
モルタル面：施工数量調査(外壁、内壁)
ポリマーセメントモルタル補修 設計数量 1m²

石面：吹付タイルトップコート塗布
鉄面：在来面清掃(RB種)
塗装(耐候性塗料塗り DP)
上塗：フッ素樹脂塗料

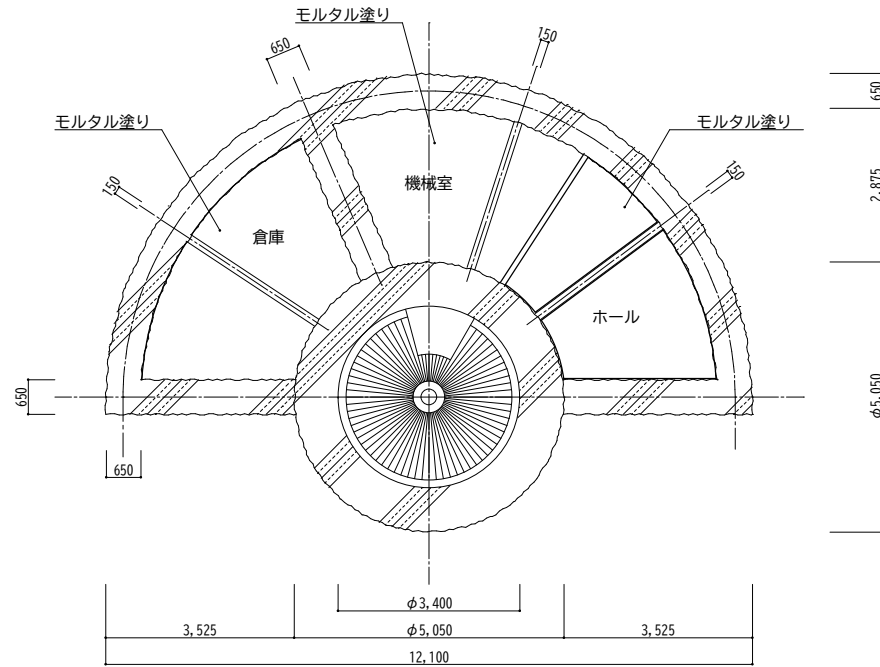
外壁石面：灯塔・付属舎外壁 白色 (N9.5)
 下塗り：シーラー 1回
 中塗り：ウレタン系樹脂塗料 1回
 上塗り：ウレタン系樹脂塗料 1回

灯塔、付属舎 羽目板・巾木張替等仕様
 壁下地材 角材 柾材 80×120×50 @600×400~600
 縦椽 柾材 17~48×50 @600
 横椽 柾材 24×50 @400~600
 羽目板 桧材 12×108
 巾木 桧材 12×150
 窓枠・ドア枠 桧材

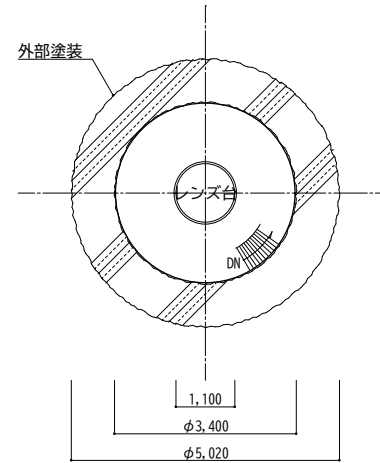
浸透系木質保護塗装 全面1回
 浸透系木質保護塗装 全面1回
 浸透系木質保護塗装 全面1回
 浸透系木質保護塗装 裏面1回 表面2回
 浸透系木質保護塗装 裏面1回 表面2回
 浸透系木質保護塗装 2回
 (浸透系木質保護塗装：キシラデコール同等)

木製建具塗装 現状塗色
 下地調整：RC種
 上塗り：浸透性木質保護塗料 2回

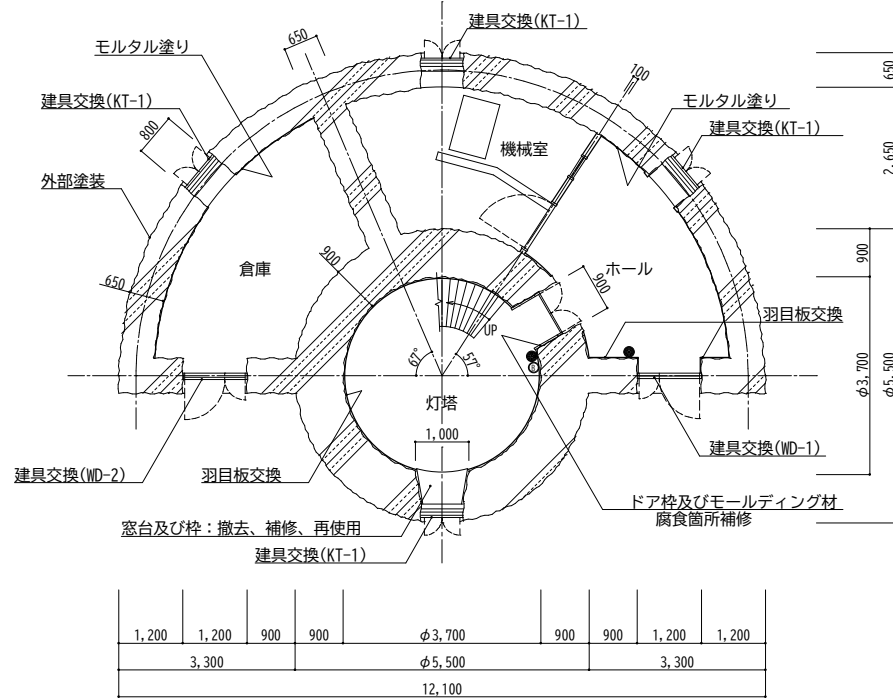
内装塗装：天井、廻縁 現状塗色
 下地調整：RB種
 上塗り(裏面)：浸透性木質保護塗料 1回
 上塗り(表面)：浸透性木質保護塗料 2回



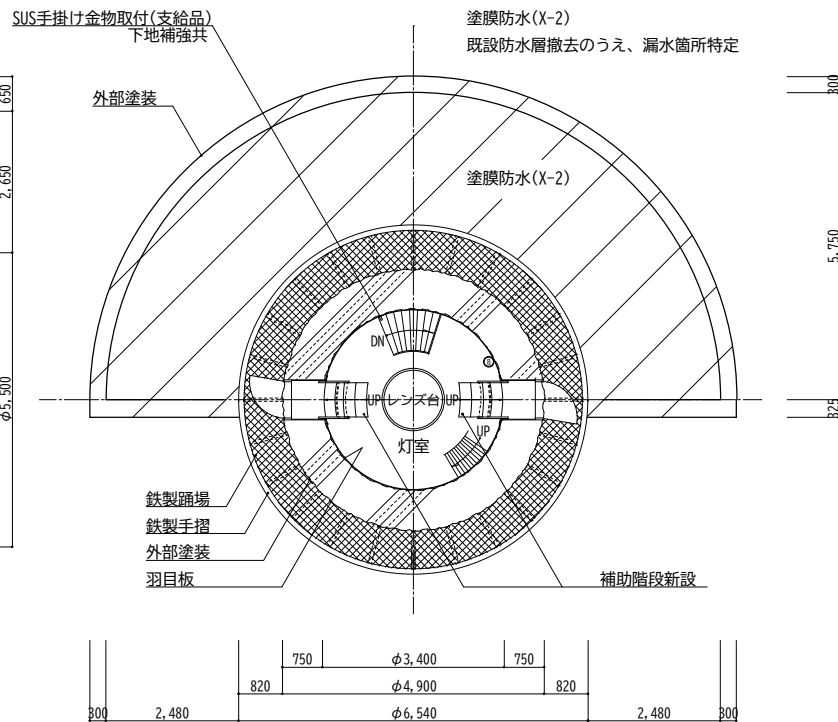
【1F天井伏図 S=1/100】



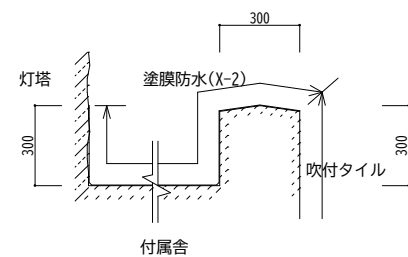
【屋根伏図 S=1/100】



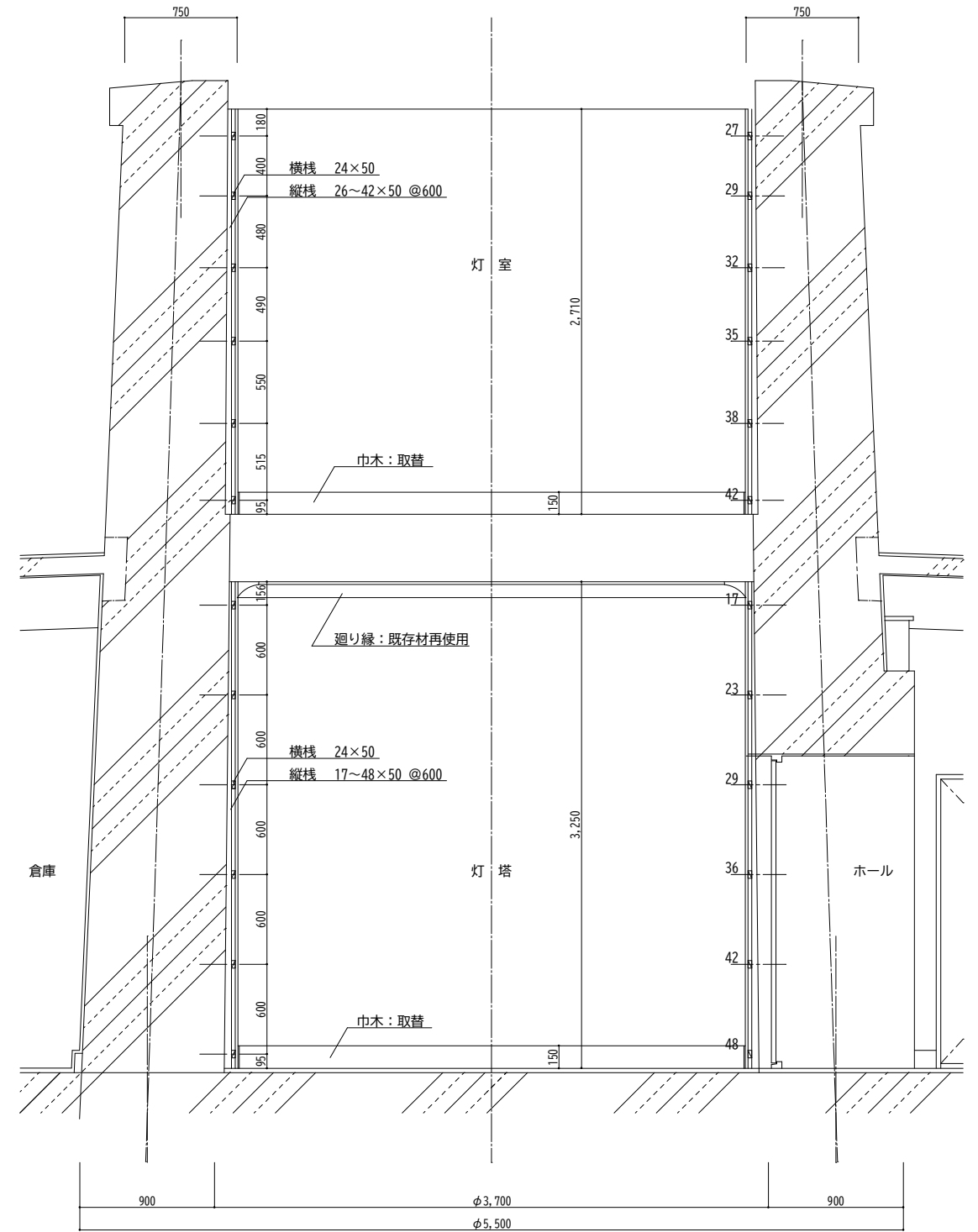
【1F平面図 S=1/100】



【2F平面図 S=1/100】

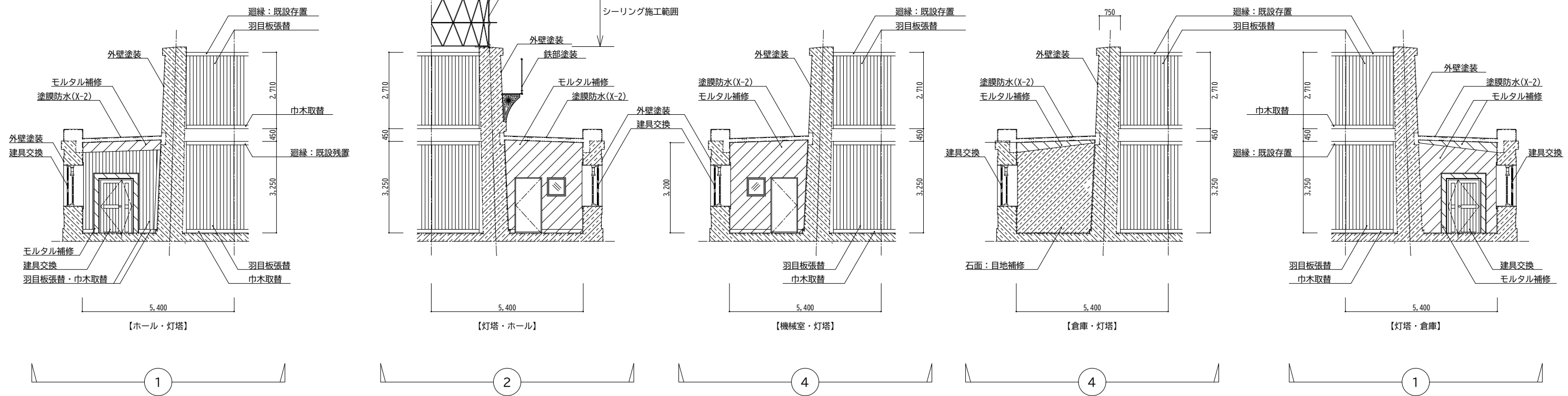
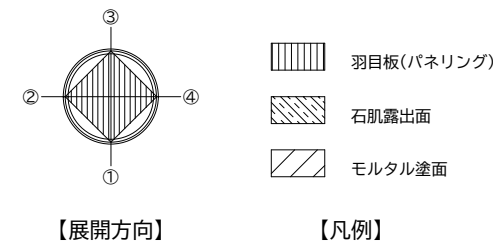
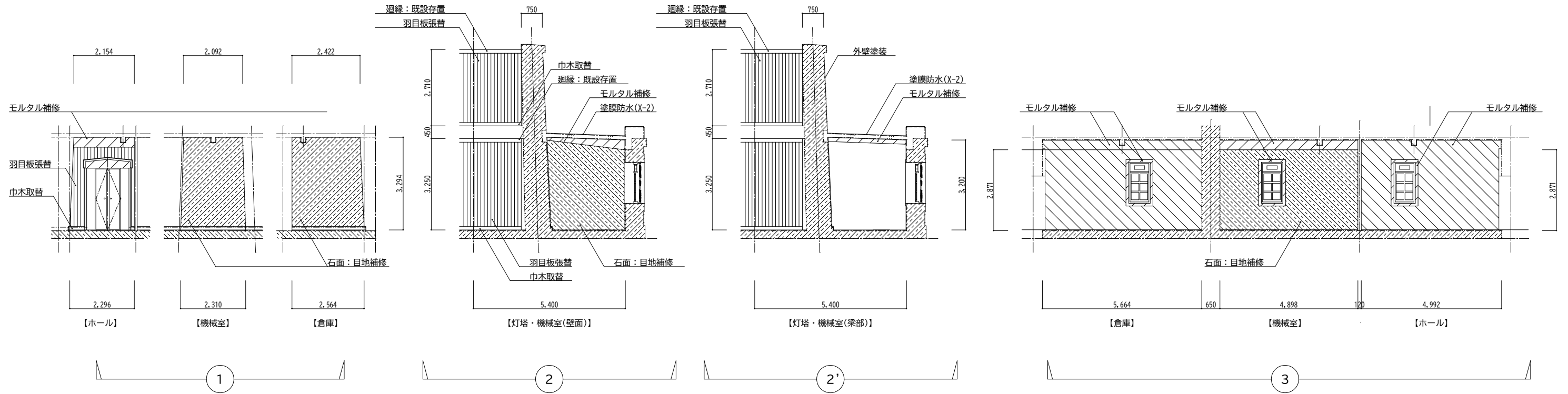


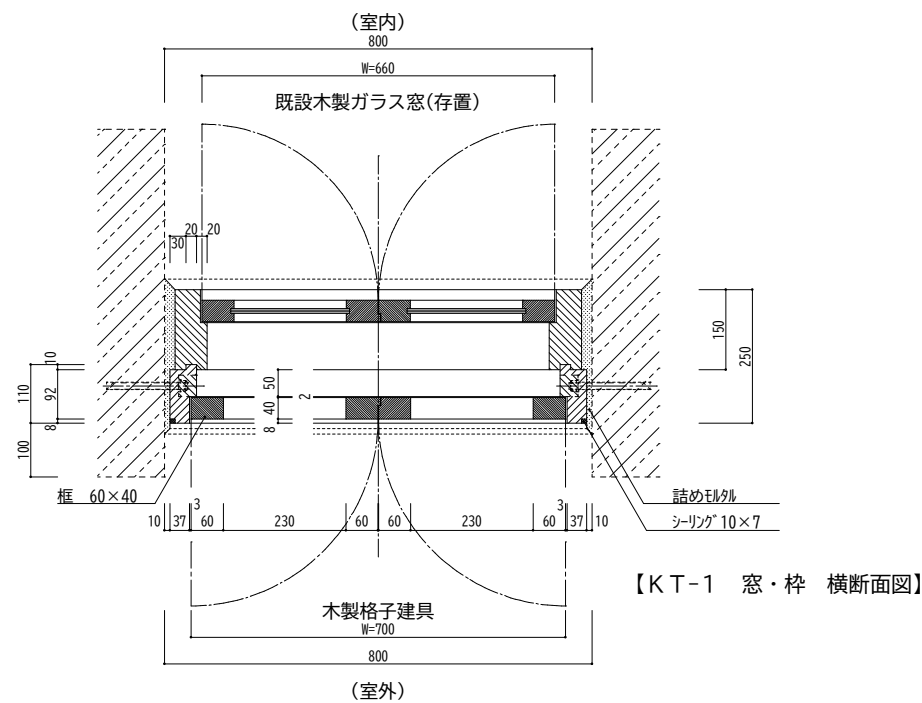
【屋根防水詳細図 S=1/20】



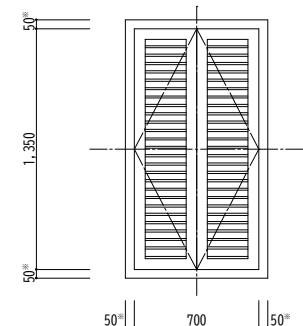
【灯塔断面図 S=1/30】

凡例
 ① ブラケットライト
 ● スイッチ
 既設の電気設備類、配線類はすべて再使用する。





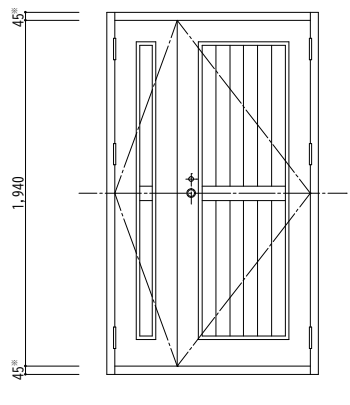
【KT-1 窓・枠 横断面図】



※：現地調整

窓外部 4箇所(灯塔1F、ホール、機械室、倉庫)
 枠見込：110mm
 枠見付：現地調整
 材質：ヒノキ
 下地処理：RC種
 仕上：浸透系木質保護塗料塗り(2回塗り)
 金物：カムラッチハンドル(ステンレス)
 調整器(黄銅)
 丸落し(ステンレス：上下)
 ペコ錠(ステンレス)
 丁番(ステンレス：アンバー)2箇所吊

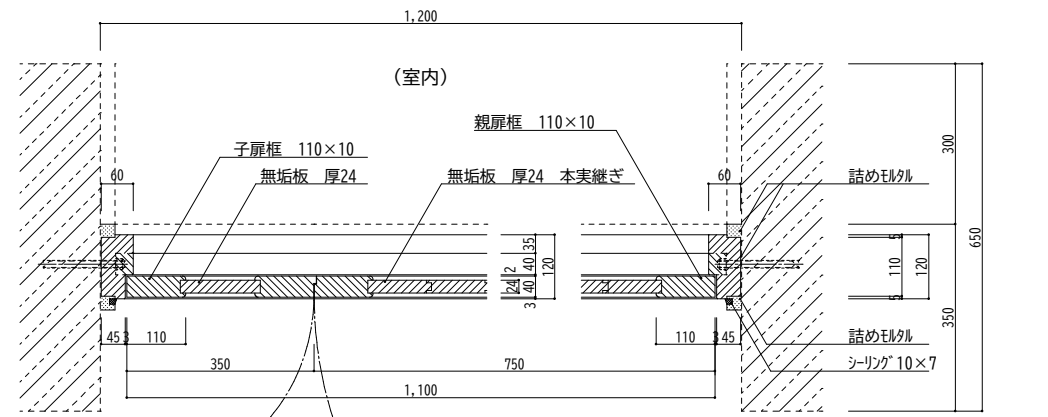
【KT-1 木製ルーバー建具(両開き) S=1/30】



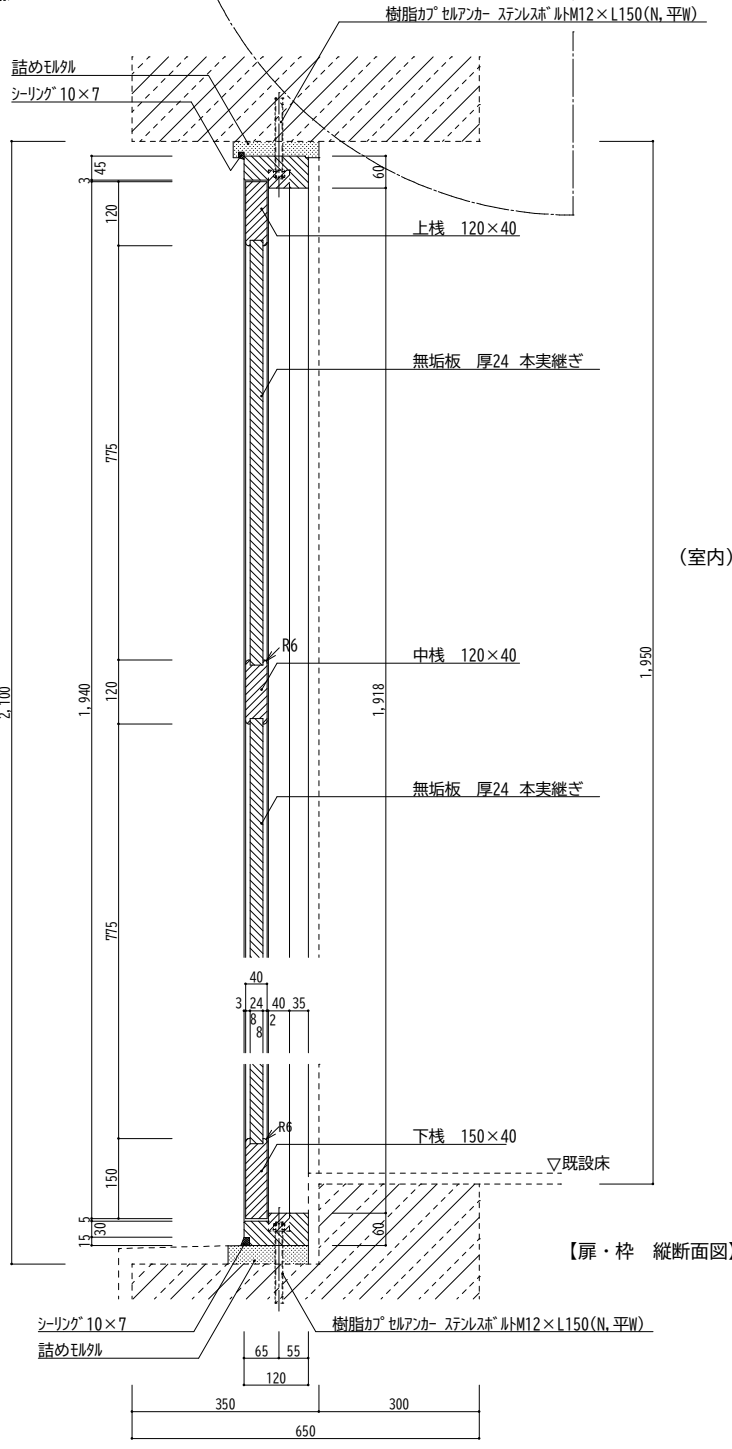
※：現地調整

灯台出入口扉 2箇所(ホール、倉庫)
 枠見込：120mm
 枠見付：現地調整
 材質：ヒノキ
 下地処理：RC種
 仕上：浸透系木質保護塗料塗り(2回塗り)
 金物：彫込み箱錠(ステンレス：アンバー)
 シリンダー錠(再使用)
 握り玉
 ドアクローザー
 丸落し(ステンレス：上下)
 丁番(ステンレス：アンバー)親子共3箇所吊
 親扉吊元：親扉吊元：WD-1→右吊元 WD-2→左吊元

【WD-1、2 木製框戸(親子) S=1/30】

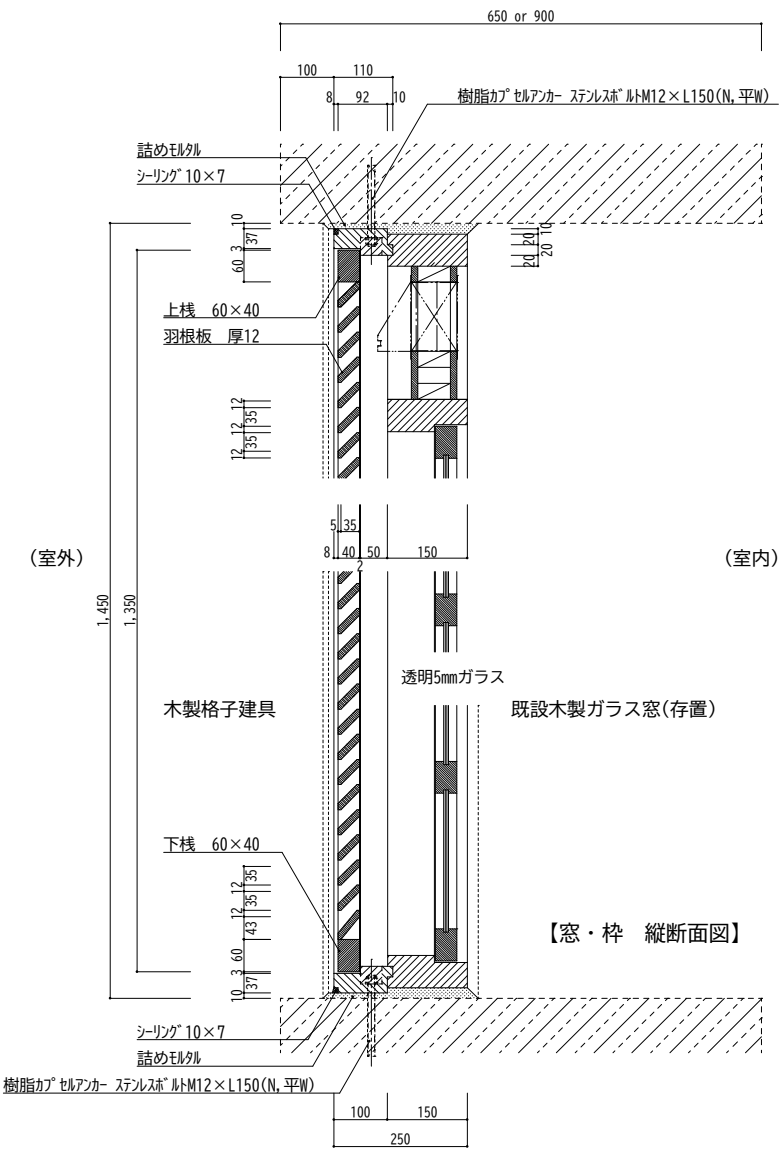


【WD-1・2 扉・枠 横断面図】



【扉・枠 縦断面図】

【WD-1・2 扉・枠取付詳細図 S=1/10】



【窓・枠 縦断面図】

【KT-1 窓・枠取付詳細図 S=1/10】

